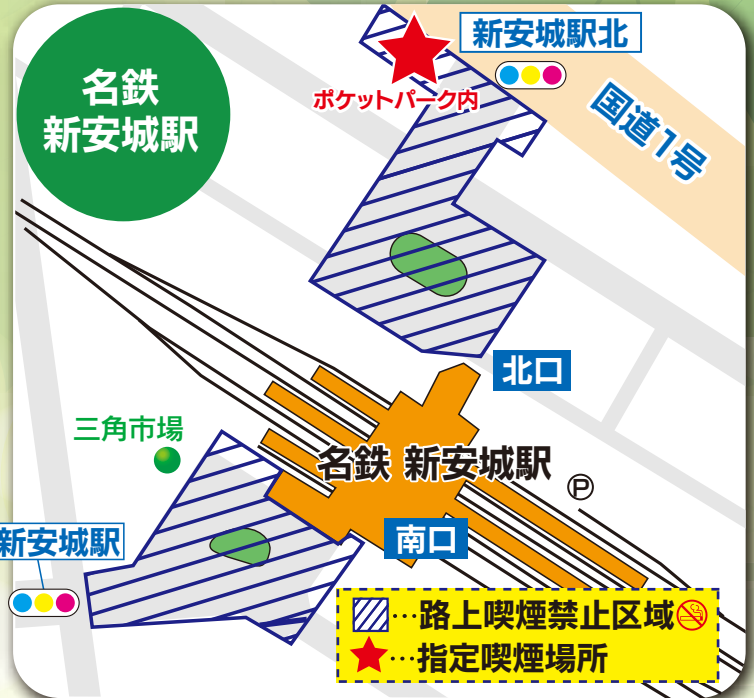
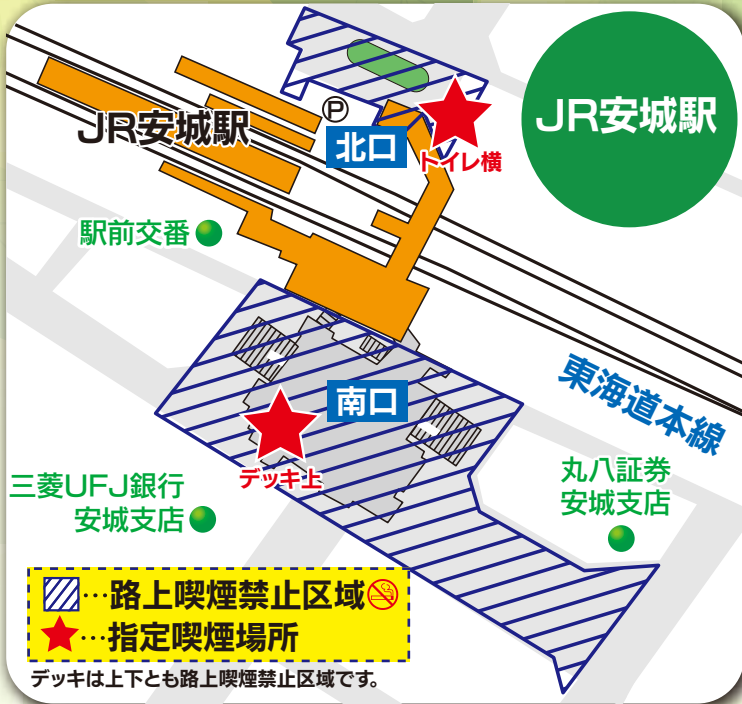


路上喫煙禁止区域

詳しくは
こちら



斜線の区域では、
路上喫煙を禁止します。
指定された喫煙場所での
喫煙にご理解とご協力を
お願いいたします。



安城市さわやかマナー まちづくり条例

さわやかマナー
まちづくり条例
紹介ページ



この条例は、より良いまちづくり推進のため、市民や市が果たすべき役割を明らかにし、快適で安全な生活環境を形成することを目的としています。



ポイ捨てをやめよう

空き缶、ペットボトル、たばこの吸殻などを定められた場所以外に捨てたり放置したりしないこと。



路上喫煙をやめよう

路上喫煙禁止区域では指定された喫煙場所以外で喫煙しないこと。



ちらしを散乱させないようにしよう

自らが配布したビラ、ちらし、パンフレット等を散乱させ、又は放置しないこと。



ペットのふんは持ち帰ろう

飼い犬、飼い猫その他愛玩動物のふんを放置しないこと。



歩きスマホをやめよう

歩行又は自転車を運転しながらスマートフォン、ゲーム機などを操作や注視しないこと。



落書きをやめよう

建築物等を管理する者の承諾を得ず、建築物に文字、絵柄などを描かないこと。



さわやかマナー

おも しさく 主な施策

さわやかマナー推進地区

鉄道駅周辺、幹線道路沿い等、人の往来や交通量の多い地区をさわやかマナー推進地区に指定します。

路上喫煙禁止区域

さわやかマナー推進地区のうち特に人の往来が多く、路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定します。

啓発活動

ポスターの掲示、ちらしの配布などで啓発活動を行います。また、市内各所で市民の方と一緒にキャンペーンを行います。

活動団体への支援

さわやかマナー推進地区においてさわやかマナーを啓発する活動団体を募集し、登録した団体に対して支援を行います。

活動団体募集中!!

こんなケースでも登録できます。

活動内容

街頭、駅、公園等におけるさわやかマナーの啓発イベントへの参加による啓発など

登録条件

年間を通じて月1回以上活動し、5人以上で構成される団体

提出書類

活動団体登録書を提出。また、毎年、3月末日までに当該年度の活動報告書と次年度の活動計画書を提出。

団体支援

啓発用品を支給または貸与し、報償金を支給

報償金

活動人数が10人以下 年額10,000円
活動人数が11人以上 年額20,000円

⚠ 当該活動年度の9月末日までに登録をした団体が報償金の交付対象

例1

仲の良いウォーキング仲間ですわやかマナーの啓発活動をする

例2

企業が社会貢献活動の一環としてさわやかマナーの啓発活動をする